

## V 消費者教育の推進 (地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)

### 先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、地方公共団体独自の企画により先駆的事业を実施
- ・地方の財政負担に関する基金の通常ルール(2分の1以上)の対象外
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ・公表し、全国的な波及・展開を目指す

### V-1 地域での推進体制強化及び事業者のコンプライアンス意識の確立等

目的＝地域における各主体間の連携・協働の促進

手段＝以下のいずれかでモデル的に実践(調査研究)、成果を周知

- ①消費生活センターの消費者教育の拠点化  
コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等に関する試み
- ②事業者のコンプライアンス意識の確立等に向けた取組

上限額 ①もしくは② 1,500千円  
①および② 3,000千円

★消費者教育推進会議各小委員会での検討を踏まえて実践

### V-2 体系だった消費者教育の展開

目的＝消費者の消費者力アップ

手段＝以下のいずれかで実践、成果を周知

- ①教材の作成と講座の実施  
イメージマップの目標を踏まえた
  - ・自治体内(教育委員会)との連携
  - ・他の消費生活関連教育と連携
  - ・消費者行政に関する法律等の理解の向上
  - ・インターネット活用
 等を目的とする教材の選定又は作成と講座の実施
- ②消費者市民社会実現のための講座等の取組
- ③その他の体系立った消費者教育に関する手法の実践・効果的な情報提供策の実施

上限額 ①で、教材は選定のみの場合3,000千円

①で教材を作成し他場合 7,000千円

②③の場合 5,000千円

# 平成26年度 先駆的プログラム

(国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム)  
(「地方消費者行政活性化基金」の上積み)

30億円の内数  
(26年度当初予算案)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その成果を全国的に波及・展開

## 先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、地方公共団体独自の企画により先駆的事業を実施
- ・地方の財政負担に関する基金の通常ルール(2分の1以上)の対象外
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ・公表し、全国的な波及・展開を目指す

## (参考)平成25年度 先駆的プログラム

- I. 風評被害の防止
- II. 消費者と事業者との協働支援
  - II-1. 事業者の商品企画・開発への消費者団体等の参画支援
  - II-2. 食品ロスの削減
- III. 体系立った消費者教育の展開
- IV. 悪質事業者による消費者被害の防止の強化
- V. 適格消費者団体設立の促進

## 国から提案する政策テーマ

### I. 食の安全・安心の確保

- 食品表示等問題や食の安全・安心を脅かす事件の発生等への対応
- 食の安全・安心に関する地域体制強化を促進

- ・事業者等の表示管理体制の整備に係る助言
- ・食品安全・食品表示に係る消費生活相談体制の強化
- ・食品安全・食品表示に関する消費者モニター制度の試行
- ・リコール情報等の迅速・適切な提供のための調査・検討 等

### II. 風評被害の防止

- 消費者自ら安全な食品の選択が可能となるようリスクミを強化
- 消費者に対して被災地の食品に関する情報提供等を促進

- ・消費者と生産者との交流イベント等の開催(生産者の取組紹介、放射能測定結果の公表、食品と放射能に関する説明 等)
- ・放射能物質の低減への取組等の消費者向けコンテンツの作成(食品と放射性物質に関する基本的知識、被災地産品取扱店舗の紹介等に関するホームページ、ポスター等の作成) 等

### III. 消費者のための安全・安心地域体制の整備

- 高齢者等の消費者被害の増加、消費生活相談の複雑化・高度化等
- 消費者の安全・安心のため地域の総合力向上の必要性
- ・高齢者等の消費者被害防止等のための地域ネットワークの構築
- ・次期PIO-NETシステムを踏まえた消費生活相談業務の改善・強化
- ・子どもの事故防止に向けた調査・分析、情報提供 等

### IV. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

- 消費者裁判手続特例法の公布
- 新たな訴訟制度の周知、担い手育成の必要性
- ・担い手育成として、適格消費者団体の立ち上げに対する活動等を支援
- ・被害回復制度の周知 等

### V. 消費者教育の推進(地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)

- 多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進
- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成
- ・事業者等のコンプライアンス意識の確立
- ・イメージマップを踏まえ、連携等を目的とする教材作成、講座実施 等